# やめましょう廃棄物の野外焼却

**平成 13 年（2001 年）４月１日から廃棄物の野外焼却（野焼き・小規模の廃棄物焼却炉による焼却）は、禁止となっています。**

**野外焼却は、灰が飛散し、煙の臭いが洗濯物に付着するなど、近隣の迷惑となります。また、火事につながることもあり、大変危険な行為となります。廃棄物の野外焼却は止めていただき、ごみ収集へ出すようお願いいたします。**

※小規模の廃棄物焼却炉（火床面積 0.5 ㎡未満であって、焼却能力が１時間当たり 50 kg未満のもの）の使用は、認めておりません。

以下のように、焼却行為の禁止制限から除外される行為もあります。

① 伝統的行事および風俗慣習上の行事（どんど焼き、お焚き上げなど）

② 学校行事および社会教育活動（キャンプファイヤー、焼き芋など）

③ 市長が特にやむを得ないと認める場合（災害時の応急対策など）

**※ただし、上記①～③の事項に該当する場合であっても、時間帯や風向きを考慮するなど、近隣に迷惑をかけないよう配慮が必要です。なお、苦情があった際は、中止していただく場合があります。**

**同じ地域に暮らす人たちが、お互い気持ち良く生活ができるように、ご理解とご協力をお願いいたします。**

≪問合せ先≫
八王子市環境部環境保全課
大 気 汚 染 対 策 担 当
TEL：042-620-7217

2025.4

# 木の枝や落ち葉の処理方法について

家庭から出る木の枝、落ち葉や草花は**可燃ごみ**として出すことができます。**可燃ごみの収集日**に、下記の要領でお出しいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※収集日は「家庭用ごみ・資源物収集カレンダー＆出し方」でご確認ください。

## ◎木の枝

【対　　象】ご自宅で剪定した木の枝（葉が付いたままでも出せます。）
　　枝の太さ：５㎝以内/１本
【出 し 方】ひもで束ねて収集日に出してください。
　　束の大きさ：長さ１ｍ×直径３０㎝以内
【数　　量】２束/１回
【費　　用】無料

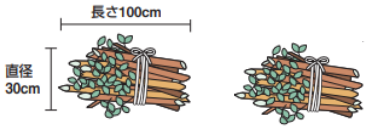


## ◎落ち葉、草花（雑草・芝含む）

【出 し 方】４５ℓ以下の透明・半透明の袋に入れて収集日に出してください。
　　※雑草や芝を出すときには土を落としてください。
【数　　量】２袋/１回
【費　　用】無料

## ◎大量に出す場合

【出 し 方】事前予約し、清掃工場へ持込(戸吹・館クリーンセンター・多摩清掃工場)
　　多摩清掃工場への持込対象地域：大塚・鹿島・上柚木・北野台・絹ヶ丘・越野・下柚木・長沼町・中山・南陽台・東中野・別所・堀之内・松が谷・松木・南大沢・鑓水
【予約方法】電話で粗大ごみコールセンターまたはインターネット
　　ＴＥＬ：０５７０－５５０－５３０（ナビダイヤル１番）
　　ＴＥＬ：０４２－６９６－５３７７
【費　　用】有料：３５０円/１０kg

≪問合せ先≫

野外焼却禁止に関すること

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平日の昼間 | 環境保全課 | | ０４２－６２０－７２１７（直通） |
| 夜間・休日 | 八王子消防署 | | ０４２－６２５－０１１９（代表） |
| | 八王子警察署 | 生活安全課 | ０４２－６２１－０１１０（代表） |
| | 高尾警察署 | 生活安全課 | ０４２－６６５－０１１０（代表） |
| | 南大沢警察署 | 生活安全課 | ０４２－６５３－０１１０（代表） |

2025.4